

バーゼルⅢレバレッジ比率に関する市中協議文書 —G-SIBs に対するより高いレバレッジ比率の検討—

小立 敬

■ 要 約 ■

1. バーゼル委員会は2016年4月、バーゼルⅢレバレッジ比率に関する市中協議文書を公表した。2016年1月に開催された中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）では、2018年までにレバレッジ比率を第1の柱として実施するために十分な時間を確保する観点から、2016年中にレバレッジ比率の水準調整を最終化するとの方針が示されていた。今般の市中協議文書はその方針に沿って策定されたものである。
2. 市中協議文書は、①Tier1レバレッジ比率の最低水準として現行の3%を維持すること、②G-SIBsを対象により高いレバレッジ比率を求めること、③デリバティブ・エクスポージャーや一般貸倒引当金の取扱いを含むレバレッジ比率エクスポージャーの計測方法の一部見直しを図ることを提案するものである。G-SIBsに対するより高いレバレッジ比率については、G-SIBs共通に同じ水準の上乗せ幅を要求することまたはG-SIBサーチャージの規模に応じて異なる水準の上乗せ幅を要求することが検討されている。
3. G-SIBsにおけるレバレッジ比率の現在の水準をみると、4%を上回る程度にまで水準を上げてきている銀行が多く、仮に2018年からG-SIBsにより高いレバレッジ比率が適用されたとしても直ちに深刻な自己資本の不足をもたらすという事態はあまり想定しにくいかもしれない。
4. もっとも、今般の市中協議文書が提案するレバレッジ比率の計測方法の一部見直しがレバレッジ比率エクスポージャーにどのような影響をもたらすのか、また現時点ではその影響を見極めることが難しいが、デリバティブにおけるクライアント・クリアリング業務への影響を含めレバレッジ比率の適用が銀行のビジネス・モデルや金融市場にどのような影響をもたらすかという点は重要な論点である。
5. 以上のような観点を踏まえながら、2016年中に終えるレバレッジ比率の最終的な設計および水準調整に関する議論の方向性について、引続き留意すべきであろう。

I. 市中協議文書の公表

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は2016年4月6日、「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みの見直し」と題する市中協議文書を公表した¹。非リスク・ベースのレバレッジ比率は、リスク・ベースの自己資本比率を補完する措置（backstop）として、2010年12月のバーゼルⅢテキスト（最終規則）に規定されたものである。2014年1月にはレバレッジ比率の分母であるレバレッジ比率エクスポージャーの計測方法の一部見直しが行われている²。今回の市中協議文書は、レバレッジ比率エクスポージャーについてさらに計測方法の改定や定義の明確化を図るとともに、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）を対象により高いレバレッジ比率を適用することを検討するものである。

レバレッジ比率は、その構成に関するディスクロージャーが2015年から始まっているものの、規制としてはまだ適用されていない。バーゼルⅢテキストは、レバレッジ比率の適用について分子の自己資本の定義をTier1とするTier1レバレッジ比率として3%の最低水準を示すとともに、2017年前半までの間に最終的な設計および水準調整を行った上で、2018年1月1日から監督上の最低基準として位置づけられる第1の柱（Pillar1）の下での取扱いへの移行を視野に入れつつ、レバレッジ比率を適用することを規定している。

2016年1月に開催された中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）においては、レバレッジ比率の最終的な設計や水準調整に関する議論が行われ、Tier1レバレッジ比率の最低水準として3%を維持し、2018年1月1日までに第1の柱として実施するために十分な時間を確保する観点から、2016年中に水準調整を最終化するとの方針が示された³。さらにGHOSは、G-SIBsを対象とする追加的な要件としてレバレッジ比率の上乗せを図る考えを明らかにした。

こうしたGHOSの方針の下で策定されたバーゼル委員会の市中協議文書の主な要点は、以下のとおり。

- Tier1レバレッジ比率の最低水準として現行の3%を維持
- G-SIBsを対象とするより高いレバレッジ比率の適用については、①G-SIBs共通に同じ水準を求めるか、②各G-SIBsのG-SIBサーチャージの規模に応じて水準を変えるかの選択肢を検討
- 以下の項目に関して、レバレッジ比率エクスポージャーの計測方法の見直しを提案
 - ❖ デリバティブ・エクスポージャーについては、自己資本比率の枠組みにおけるデリバティブ・エクスポージャーの計測方法の見直しを受けて、カレント・エクスポージャー方式に代えて修正SA-CCRを適用

¹ Basel Committee on Banking Supervision, “Revisions to the Basel III leverage ratio framework,” Consultative Document, April 2016 (<https://www.bis.org/bcbs/publ/d365.pdf>). 2016年7月6日がコメント期限である。

² Basel Committee on Banking Supervision, “Basel III leverage ratio framework and disclosure requirements,” January 2014.

³ Group of Central Bank Governors and Heads of Supervision, “Revised market risk framework and work programme for Basel Committee is endorsed by its governing body,” Press release, 11 January 2016.

- ❖ 会計上の取扱いである市場の規則または取引慣行により一般的に確立されている期間内の金融資産の購入または売却として「金融資産の通常の方法による売買 (regular way purchase or sale)」については、会計上の取扱いの差異を調整
- ❖ 一般貸倒引当金、非流動的なポジションに関するプルーデント・バリュエーション調整 (prudent valuation adjustment) の取扱いを明確化

以下では、バーゼル委員会が公表したバーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みの改定に関する市中協議文書の概要を整理する。

Ⅱ. G-SIBs に対するレバレッジ比率の追加的要件

市中協議文書は、G-SIBs を対象として、レバレッジ比率の最低基準と同様に Tier1 レバレッジ比率をベースにより高いレバレッジ比率を適用する方針を示している。バーゼル委員会は G-SIBs により高いレバレッジ比率を求める背景として、規制資本の枠組みにおける自己資本比率とレバレッジ比率の相対的な関係性の維持という点を挙げる。換言すれば、G-SIBs により高い損失吸収力 (G-SIB サーチージ) を求める自己資本比率と相似する仕組みによって G-SIBs により高いレバレッジ比率を要求するものである。

市中協議文書は、G-SIBs に対するレバレッジ比率の追加的要件としてバーゼル委員会が以下の点を検討していることを明らかにしており、今後、定量的影響度調査 (QIS) の中で具体的な水準の検討とともに、レバレッジ比率の追加的要件の適用の影響に関する分析が進められる予定である。

- 追加的要件を満たすその他 Tier1 資本に制限を加えるべきかどうか
- 追加的要件は、①すべての G-SIBs 共通に適用される固定的なものとするべきか、②G-SIB サーチージの水準に応じて変えるべきか
- 追加的要件は、①より高い最低基準とするか、②バッファーとするか。バッファーとする場合は、(a)自己資本比率における規制資本バッファーと同じように機能するものとするか (バッファーに抵触した場合に自動的に配当等の資本分配を制限)、(b)バッファーに抵触した場合に抵触を一時的なものとするために監督当局が適時適切な措置を講じるものとするか (バッファーに抵触した場合の自動的な資本分配の制限なし)

Ⅲ. レバレッジ比率の計測方法の一部見直し

市中協議文書は、レバレッジ比率エクスポージャーの計測方法の見直しあるいは明確化として、①デリバティブ・エクスポージャー、②金融資産の通常の方法による売買、③一般貸倒引当金、プルーデント・バリュエーション調整を含むいくつかの項目について、計測方法の見直しや定義の明確化を提案している。

1. デリバティブ・エクスポージャーの取扱い

① 修正 SA-CCR の適用

現行のレバレッジ比率の枠組みでは、デリバティブ・エクスポージャーは、デリバティブ契約から生じるエクスポージャーおよびカウンターパーティ・リスクを捕捉するものとして、①再構築コスト (RC) と、②ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー (PFE) のアドオンで構成されるカレント・エクスポージャー方式 (CEM) に基づいて計測されている⁴。

バーゼル委員会は現在、自己資本比率の枠組みの中でデリバティブ・エクスポージャーの計測方法の見直しを行っている。CEM については、①証拠金取引と非証拠金取引を区別しないこと、②金融危機の際に観察されたボラティリティに比べて当局が設定する PFE の水準が十分ではないこと、③ネットティングの認識があまりに簡素であるためポジション間の経済的な関係性を反映できないことなどの欠陥が明らかになった。そこで、バーゼル委員会は 2014 年 3 月、デリバティブ・エクスポージャーの計測方法として CEM および現行の標準的方式 (SM) を廃止し、CEM の欠陥に対応するものとしてカウンターパーティ・リスクに係るデフォルト時エクスポージャー (EAD) を計測する新たな標準的手法 (SA-CCR) を 2017 年から適用する方針を提示した⁵。

そして市中協議文書は、レバレッジ比率におけるデリバティブ・エクスポージャーの計測についても CEM に代えて SA-CCR を適用することを提案する。ただし、バーゼルⅢテキストは、レバレッジ比率の計測に関する一般原則として、物的担保、金融担保、保証、その他の信用リスク削減手法 (CRM) を考慮してレバレッジ比率エクスポージャーを減額することを禁じている⁶。そこで、バーゼル委員会は、バーゼルⅢテキストに定められたレバレッジ比率の計測に係る原則の下、以下の修正を図った修正 SA-CCR をレバレッジ比率エクスポージャーの計測に利用する考えを示している。

- RC について、CEM を適用する場合と同様、現金で受払いを行う現金変動証拠金 (cash variation margin; CVM) のうちレバレッジ比率の枠組みに規定される一定の要件を満たしたもののみを担保として認識するように制限⁷

⁴ RC は現在のポジションを再構築するために必要なコストとして OTC デリバティブの時価評価により算出される一方、当局が設定する PFE は将来のエクスポージャー変動額に相当するアドオンとして位置づけられる。

⁵ Basel Committee on Banking Supervision, "The standardized approach for measuring counterparty credit risk exposures," March 2014.

⁶ バーゼルⅢテキストのパラグラフ 157 を参照。

⁷ 適格 CVM の要件として以下を満たすことが求められる (下線は市中協議文書による修正箇所)。

- 適格 CCP で清算されない取引について、受けてのカウンターパーティが受取った現金を分別管理していないこと。受け手のカウンターパーティが法律、規制、その他の合意によって受取った現金を利用することについて制限がない場合、分別管理をしていないという要件に適合
- 変動証拠金がデリバティブ・ポジションの時価評価に基づいて少なくとも日次ベースで算定・交換されていること。当該要件は、デリバティブ・ポジションが日次で評価され、CVM が少なくとも日次でカウンターパーティまたは適当な場合にはカウンターパーティの口座に移換されることによって満たされる
- デリバティブ契約の決済通貨と同じ通貨によって現金の変動証拠金の受取りが行われていること
- カウンターパーティに適用される証拠金差入れに係る基準値および最低金額の下、デリバティブの時価エクスポージャーを消滅させるために必要な変動証拠金の額が交換されていること
- デリバティブ取引および変動証拠金が、デリバティブ取引のカウンターパーティであるエンティティ間の 1 つのマスター・ネットティング・アグリーメントの対象であること

- PFE のアドオンについて乗数を 1 に設定することでカウンターパーティが差入れた担保（またはデリバティブ・ポジションの負の市場価値）を認識しなくなる。一方、SA-CCR との調和を図るため、取引が証拠金取引かつ集中清算か否かおよびネットティング・セット内の取引数に基づいて 5 日から 20 日の間でより短いタイム・ホライズンまたはマージン・ピリオド（margin period of risk; MPR）を反映⁸

具体的には、修正 SA-CCR は以下の計測式で表される。

$$\text{エクスポージャー} = \alpha * (RC + PFE)$$

ここで、

$$\alpha = 1.4 \text{ (SA-CCR と同じ)}$$

$$RC = \max \{V - CVM_y + CVM_p; 0\}$$

V = デリバティブ取引またはネットティング・セットのデリバティブ取引の市場価値

CVM_y = 一定要件を満たす銀行が受取った CVM

CVM_p = 一定要件を満たす銀行が提供する CVM

$PFE = multiplier \cdot AddOn^{aggregate}$ (乗数は 1、アドオンは SA-CCR のものを利用)

② クライアント・クリアリングの取扱い

集中清算機関 (CCP) のクリアリング参加者である銀行が顧客に提供するクライアント・クリアリング業務について、デリバティブ比率の適用がもたらす影響が懸念されている。現行のレバレッジ比率の枠組みでは、顧客が銀行に当初証拠金 (initial margin; IM) として差入れた担保を銀行の PFE から控除することが認められていない。そのため、市場参加者は PFE が過大となり、銀行がクライアント・クリアリング業務を提供する能力に影響を生じる可能性があることに懸念を示している。市場参加者からは、デリバティブ市場のシステミック・リスクを緩和することを目的として OTC デリバティブ取引の集中清算を進める G20 のマנדートに反すると指摘されている。

バーゼル委員会は、そのような市場参加者の懸念を踏まえる一方、レバレッジ比率の計測に係る原則を考慮した結果として、顧客からクリアリング参加者である銀行に差入れられる IM を銀行の PFE から控除することを認めない方針を示している。ただし、SA-CCR においては、顧客取引のマチュリティとしてより短いタイム・ホライズンが証拠金取引に適用されることから、レバレッジ比率の計測に利用される修正 SA-CCR の下、銀行が顧客との間で締結する日次証拠金契約に基づく集中清算取引には 5 日の MPR が適用されるとする。そうした判断に至った背景としてバーゼル委員会は、QIS で得られたクライアント・

⁸ 前掲注 5 のパラグラフ 164 を参照。なお、5 日の MPR は、クリアリング参加者が顧客との間で締結する日次証拠金契約の下で集中清算されたデリバティブ取引のみに適用される。

クリアリング業務のデータを基に分析した結果、MPR の期間を短くすれば銀行の PFE は相当に減少するとの見方を示している⁹。

もともと、バーゼル委員会としては、G20 のマニフェストに照らして、レバレッジ比率が銀行のクライアント・クリアリング業務やビジネス・モデルに与える影響に関して市中協議の期間中にエビデンスやデータを収集した上で、クライアント・クリアリング業務に与える影響と適切なクリアリング業務の維持に必要な資本とを比較しながら検討する方針を明らかにしている。

③ 現金変動証拠金 (CVM) の明確化

通貨スワップのようなマルチ・カレンシーのデリバティブ契約、マスター・ネットティング・アグリーメント (MNA) や MNA に付随する担保契約であるクレジット・サポート・アネックス (CSA)、または CCP のルールの下にあるデリバティブ契約に関して、現行のレバレッジ比率における適格 CVM の要件に定められる決済通貨 (currency of settlement) の定義が不明確であることが市場参加者から指摘されている¹⁰。その結果、MNA や CSA 等において特定される通貨で CVA が支払われる場合にデリバティブ・エクスポージャーを減じるかどうかについて明確化を求める声が上がっていた。

バーゼル委員会は 2014 年 10 月に策定した FAQ において、決済通貨とは適格 MNA あるいは適格 MNA に付随する CSA の下にあるデリバティブ契約で特定された決済通貨を意味するとして定義の明確化を図る一方で、当該定義についてさらに分析する方針を示していた。市中協議文書は、FAQ の定義の影響について引続き検討するとともに、デリバティブの市場価値と CVM の間の通貨ミスマッチによって生じる為替リスクに対応するため、CVM の通貨がネットティング・セットの解約に係る通貨と異なる場合、CVM に為替のヘアカットを適用することを提案している。

④ クレジット・デリバティブ

現行のレバレッジ比率の枠組みにおいては、クレジット・デリバティブ (クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップを含む) の引受け (プロテクションの提供) については、カウンターパーティ・リスクに加えて、参照エンティティの信用価値から生じる信用エクスポージャーを捕捉するために実効的な想定元本額 (effective notional amount) を考慮しなければならない¹¹。ただし、クレジット・デリバティブの引受けでは、クレジット・デリバティブの参照エンティティが同一のプロテクションの購入と

⁹ バーゼル委員会は、SA-CCR の下で PFE を計測する際、仮に顧客がクリアリング参加者に差入れる IM の相殺を認めたとしても、MPR の期間を短くする以上には PFE は減少しないと認識を示す。

¹⁰ 前掲注 7 の決済通貨を指す。

¹¹ 実効的な想定元本とは、取引のストラクチャーによってレバレッジまたはその他の補完がなされている契約について真のエクスポージャーを反映させるために想定元本を調整することで得られるとされている。なお、クリアリング参加者としての銀行の顧客のために行う集中清算取引で、当該取引が適格 CCP に対する取引エクスポージャーの除外要件を満たす場合は適用されない。

の間で相殺することが認められており、市中協議文書はその条件について現行よりも詳細に定めている。

バーゼル委員会はさらに、参照債務に関係するカウンターパーティまたはその信用の質が参照債務と高い相関を有するカウンターパーティから購入したクレジット・デリバティブについては、クレジット・デリバティブから生じるリスクに効果的なプロテクションを提供できないとして、そのような誤方向リスク (wrong-way risk) によってプロテクションの適格性が失われることを避けるため、追加的な基準を検討していることを明らかにしている。

2. 金融資産の通常の方法による売買の取扱い

バーゼル委員会は、決済を終えていない「金融資産の通常の方法による売買」の認識のタイミングと方法が会計基準の間あるいは同じ会計基準でも異なっていることを指摘する。例えば、国際会計基準(IFRS)では取引日会計 (trade date accounting) と決済日会計 (settlement date accounting) との間で認識は異なっており、さらに取引日会計においては、金融資産の売買に関連する現金の受取債権と現金の支払債務の相殺を認める基準と認めない基準があることが指摘されている。そこでバーゼル委員会としては、会計基準の相違がレバレッジ比率の計測に影響を与えることを避け、取引の本質的なレバレッジをレバレッジ比率の計測に正確に反映させるために、金融資産の通常の方法による売買の取扱いについて新たに検討を行っている。

バーゼル委員会は、①金融資産の購入の場合、銀行には取引日以降に生じる購入資産の価格変動リスクに加えて、決済日までの間に支払いを行うための現金その他資産のエクスポージャーが生じること、②金融資産の売却の場合、銀行には決済で支払われる現金がカウンターパーティから受渡しされないリスクがあることを想定する。こうしたエクスポージャーの捉え方についてバーゼル委員会は、IFRSの下、取引日会計では未決済取引は取引開始時から決済終了時までバランスシートに反映される一方、決済日会計では、決済までの間、未決済の購入資産および未決済の売却資産に係る現金の受取債権のリスクはバランスシートに反映されないことを指摘する。

なお、取引日会計を利用する銀行であって証券のマーケット・メイカーである銀行には、未決済の証券の通常の方法による購入に係る現金の受取債権と、未決済の証券の通常の方法による売却に係る現金の支払債務の相殺が認められる場合がある。バーゼル委員会としては、このような会計上の取扱いはマーケット・メイカーのバランスシートの日々の変動を最小化するために行われていると捉えており、そのような会計上の取扱いに配慮する考えを示している¹²。

¹² バーゼル委員会は、そのような取引については、市場要因によって一日の取引額が大きく変動し、証券の売却によって受取る現金は同じカウンターパーティから購入する証券の資金に使われることが一般的であるとの認識を示している。

上記の点を考慮して、市中協議文書では2つの選択肢が示されている¹³。

(a) オプション A

- 決済日会計を利用する銀行は、未決済の金融資産の購入をオフバランス項目として取扱い、100%のクレジット・コンバージョン・ファクター（CCF）を適用
- 取引日会計を利用する銀行は、適用される会計基準の下、認識される未決済の金融資産の売却に伴う現金の受取債権と金融資産の購入に伴う現金の支払債務の間の相殺を元に戻すこと

(b) オプション B

- オプション A に含まれる基準に加えて取引日会計を利用する銀行は、一定の条件の下、決済日会計を利用する銀行に認められている効果と同様に現金の受取債権と現金の支払債務の相殺を可能にすること

3. 一般貸倒引当金等の取扱い

オンバランスの非デリバティブ・エクスポージャーについては、現行のレバレッジ比率の枠組みの下、個別貸倒引当金はレバレッジ比率エクスポージャーからの相殺が認められる一方、一般貸倒引当金はエクスポージャーから控除することが認められていない。また、オフバランス項目のエクスポージャーについては、与信相当額に変換する CCF を想定元本に乗じることになるが、その際の個別貸倒引当金や一般貸倒引当金の相殺の扱いに関する規定はない。さらに、オンバランスの非デリバティブ・エクスポージャーに関しては会計上の価値調整（accounting valuation adjustment）の相殺は認められる一方、非流動的なポジションに係るプルーデント・バリュエーション調整の取扱いは明らかではない。

そこでバーゼル委員会は、①レバレッジ比率エクスポージャーからの一般貸倒引当金の控除、②オフバランス項目エクスポージャーからの個別貸倒引当金および一般貸倒引当金の控除、③プルーデント・バリュエーション調整の取扱いの明確化を検討している。

4. その他の改定

上記の項目に加えて市中協議文書は、以下の項目についても計測方法の改定および定義の明確化を図っている。

¹³ 市中協議文書は、オプション A および B に関して、以下のとおり関連データや意見を募集している。

- オプション A の下、適用される会計基準によって相殺が認められる銀行または決済日会計を利用する銀行について、オプション A のバランスシートに対する影響およびマーケット・メイク業務については市場流動性に与える影響に関するデータ。また、取引日会計を利用する銀行で現金の受取債権と現金の支払債務の相殺が認められていない場合の影響に関するエビデンス
- オプション B の下、①マーケット・メイカーの定義に該当するエンティティが行う取引、②公正価値評価され、規制上のトレーディング勘定に含まれる現金の受取債権および現金の支払債務に係る購入・売却される金融資産、③同時決済（DVP ベース）される取引を含む、取引日会計を利用する銀行について相殺が認められるための要件に関する意見
- オプション B の下、決済日会計を利用する銀行が相殺を適用するための基準

- オフバランス項目に係る CCF： 信用リスクの標準的手法の改定によって行われる CCF の改定をレバレッジ比率の枠組みにおける CCF に反映
- キャッシュ・プーリング取引： ①物理的な資金移動をせずに残高や取引に係るフィーを抑えるためにグループ内エンティティの複数口座の残高を統合し各エンティティの残高をグループ内で相殺する名目キャッシュ・プーリング (notional cash pooling) と、②物理的な資金移動 (一般的には日中決済) を通じてグループ内のエンティティの多様な口座を各期終了時点で単一の主要口座あるいは集中口座に統合する物理的なキャッシュ・プーリング (physical cash pooling) に区分して、レバレッジ比率エクスポージャーの計測における取扱いを明確化
- 伝統的な証券化： 伝統的な証券化において自己資本比率上の取扱いと会計上の取扱いが分かれる場合において、バーゼル委員会によるステップイン・リスクの特定と認識に関する市中協議文書の検討を考慮¹⁴。さらに、レバレッジ比率エクスポージャーにおける証券化の取扱いの明確化を図るため、リスク移転の認識に関する法域間の不一致の原因を検討¹⁵
- 証券金融取引 (SFT)： 一定の要件を満たす SFT については、現行のレバレッジ比率の枠組みの下、同一カウンターパーティとの間の現金の受取債権と現金の支払債務を相殺することが可能であるが、取引のエンド日の定めのないオープン・レポについては相殺の対象外となっている。もっとも、オープン・レポが広く利用されている国があり、オープン・レポが他の国のオーバーナイト・レポと同じように機能している国の銀行にはレバレッジ比率エクスポージャーに重大な影響が生じることから、その影響と相殺を認めるか否かについて検討

IV. 今後の見通し

今回の市中協議文書では、レバレッジ比率の計測方法の一部の見直しとともに、G-SIBs にはより高いレバレッジ比率が要求されることが改めて確認される。G-SIBs に対するより高いレバレッジ比率は、Tier1 レバレッジ比率の最低水準 3% に対して、①G-SIBs 共通に同じ水準の上乗せ幅が求められるか、②G-SIB サーチャージの規模に応じて異なる水準の上乗せ幅が求められることが明らかになった。もっとも、どの程度の水準が要求されるのかについては市中協議文書では明らかにされていない。

この点に関して、米国では、連邦準備制度理事会 (FRB) を含む連邦銀行当局が米国の G-SIBs を対象に補完的レバレッジ比率 (supplementary leverage ratio)、すなわちバーゼル III

¹⁴ Basel Committee on Banking Supervision, "Identification and measurement of step-in risk," Consultative Document, December 2015.

¹⁵ バーゼル委員会は自己資本比率上の取扱いと会計上の取扱いが分かれる事例として、自己資本比率の枠組みにおいてリスク移転の認識に関するオペレーション上の要件を満たした結果としてリスク・アセットの計測から外れる一方、会計上の証券化資産の未認識に関する基準を満たさなかったり、会計上の連結範囲に特別目的会社 (SPV) が含まれる場合を挙げている。

ベースの Tier1 レバレッジ比率の最低水準の 3%に対して、2%のレバレッジ・バッファを追加して全体で 5%の水準を求める最終規則を策定している¹⁶。バーゼル委員会の市中協議文書に照らせば、米国の規制は G-SIBs 共通に同じ水準の上乗せ幅を要求するものである。また、米国のレバレッジ・バッファは、自己資本比率における規制資本バッファと同様のバッファの機能として位置づけられており、その水準に抵触すると剰余金の処分や経営幹部のボーナスの支払いが制限されることになる。この点に関してバーゼル委員会の市中協議文書では、より高いレバレッジ比率をより高い最低基準とするかバッファとするかが 1つの論点として挙げられている。

一方、英国は、G-SIB サーチャージに応じて異なる水準のバッファを G-SIBs に要求する。プルーデンス規制機構 (PRA) から 2015 年 12 月に公表されたレバレッジ比率の枠組みに関する政策文書によると、英国の G-SIBs には追加的レバレッジ比率バッファ (additional leverage ratio buffer) として、G-SIB サーチャージ (1~2.5%の水準) の 35%に相当する水準をレバレッジ比率の最低水準に上乗せする新たな規制を 2016 年から適用する方針である¹⁷。この場合、G-SIB サーチャージが 1%の G-SIBs の追加的レバレッジ比率バッファは 0.35%、1.5%の G-SIBs のバッファは 0.525%、2%の G-SIBs のバッファは 0.7%、2.5%の G-SIBs のバッファは 0.875%となる。なお、英国のレバレッジ比率の枠組みにおいては、レバレッジ比率の最低基準においては継続的にコモンエクイティ Tier1 (CET1) に転換可能なその他 Tier1 は分子の 25%以内に制限され、追加的レバレッジ比率バッファには CET1 のみが考慮されることになっている。バーゼル委員会の市中協議文書では、追加的要件を満たすその他 Tier1 資本に制限を加えるべきかどうか論点として掲げられている。

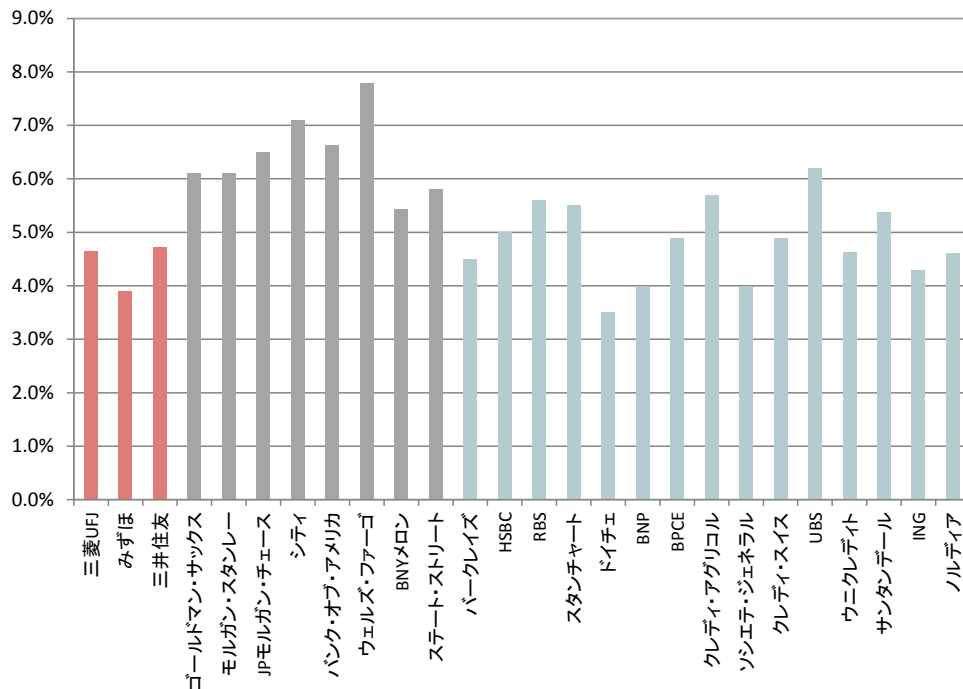
その他、スイスにおいては G-SIBs にレバレッジ比率全体として 5%の水準を求めるほか、スウェーデンでもより高いレバレッジ比率の適用に関する議論がある。このように欧米各国では、G-SIBs を中心にレバレッジ比率の最低水準に上乗せを求める動きがあり、2016 年中に最終的な設計と水準調整を終えるとするバーゼル委員会の議論にどのような影響を与えるかが注目される。

現在、バーゼル委員会は自己資本比率におけるリスク・アセットの計測方法の全体的な見直しを行っており、銀行の自己資本比率に与える影響が懸念されている。一方、自己資本比率の補完としてのレバレッジ比率に関する最終的な設計と水準調整の結果、G-SIBs に対するレバレッジ比率がより厳格なものとなれば、レバレッジ比率によって G-SIBs に求められる自己資本の水準も高くなるおそれがある。バーゼル委員会によるレバレッジ比率の最終化に向けた検討は、G-SIBs が今後の自己資本の運営を図る上で重要である。

¹⁶ Federal Reserve System, "Regulatory Capital Rules: Regulatory Capital, Enhanced Supplementary Leverage Ratio Standards for Certain Bank Holding Companies and Their Subsidiary Insured Depository Institutions," 12 CFR Parts 208 and 217, Federal Register Vol. 79, No. 84, May 1, 2014.

¹⁷ Prudential Regulation Authority, "Implementing a UK leverage ratio framework," Policy Statement, PS27/15, December 2015.

図表 1 G-SIBs の Tier1 レバレッジ比率の状況



(注) 計数は2015年12月末の計数。ただし、クレディ・スイスは2014年12月末の計数。

(出所) 各社アニュアル・レポート等より野村資本市場研究所作成

そこで、G-SIBs におけるレバレッジ比率の現状を確認すると、Tier1 レバレッジ比率は4%を上回る程度にまで水準を引上げてきている銀行が多いことが分かる（図表 1）。そのことから、仮に2018年からG-SIBsにより高いレバレッジ比率が適用されたとしても直ちに深刻な自己資本の不足をもたらすという事態はあまり想定しにくいかもしれない。

もともと、市中協議文書が提案するレバレッジ比率の計測方法の見直しがレバレッジ比率エクスポージャーにどのような影響をもたらすのかという点は重要である¹⁸。さらに、現時点ではその影響を見極めることが難しいが、クライアント・クリアリング業務を含め、レバレッジ比率の適用が銀行のビジネス・モデルや金融市場にどのような影響をもたらすかという点も重要な論点である。そのような観点を踏まえながら、2016年中に終える見通しのレバレッジ比率の最終的な設計および水準調整に関する議論の方向性について、引き続き留意すべきであろう。

¹⁸ 例えば、金融資産の通常の方法による売買の取扱いに関して日本ではトレーディング商品については約定日基準で認識し、売買約定時の相手勘定は約定見返勘定という勘定科目を使用することとなっているが、こうした取扱いが影響を受ける可能性がある。